## 屋久島世界遺産地域 管理計画

(改訂案たたき台 2022/01/27)

令和●年●月

環境野化度場上

目 次

変更前 変更後 (暫定版) 1. はじめに 1. はじめに 2. 目的 2. 計画の基本的事項 (1) 計画の目的 (2)計画の対象範囲 (3) 計画の期間 3. 遺産地域の概要 3. 遺産地域の概要 (1) 位置等 (1) 位置等 (2) 総説 (2) 総説 (3) 自然環境 (3) 自然環境 ア. 地形・地質 ア. 地形・地質 イ. 気候 イ. 気候 ウ. 植物 ウ. 植物 工. 動物 工. 動物 (4) 社会環境 (4) 社会環境 ア. 歴史 ア. 歴史 イ. 利用状況 イ. 利用状況 ウ. 産業 ウ. 産業 工. 十地所有形態 工. 土地所有形態 (5) 遺産地域内における保護制度等 (5)世界自然遺産地域 屋久島 1)顕著な普遍的価値 2) 遺産地域内における保護制度等 ア. 原生自然環境保全地域 ア. 原生自然環境保全地域 イ. 国立公園 イ. 国立公園 ウ. 森林生態系保護地域 ウ. 森林生態系保護地域 工. 天然記念物 工. 天然記念物 才. 鳥獣保護区 才. 鳥獣保護区 カ. 保安林 力. 保安林 キ. 国内希少野生動植物種 4. 管理の基本方針 4. 管理の基本方針 (1)管理の目標 (1)管理の目標 (2) 管理の現状 (2) 管理の現状 (3) 管理に当たって必要な視点 (3) 管理に当たって必要な視点 ア. 生態系等の統合的な管理 ア. 生態系等の統合的な管理 (ア) 生態系等の統合的な管理 (ア) 生態系等の統合的な管理 (イ) 生態系の順応的管理 (イ) 生態系の順応的管理 イ. 広域的、長期的な管理 イ. 広域的、長期的な管理 (ア) 広域的な視点による管理 (ア) 広域的な視点による管理 (イ) 地域・地球レベルでの調査研究・モ (イ) 長期的な視点による管理 ニタリングフィールド(5(4)アに 整理・統合) ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした 持続可能な利用

エ. 森林と人とのかかわりの歴史を踏まえ

た管理

オ. 地域との連携・協働

- 持続可能な利用
- エ. 森林と人とのかかわりの歴史を踏まえ た管理
- オ. 地域や様々な主体との連携・協働

- 5. 管理の方策
- (1) 生態系と自然景観の保全
  - ア. 基本的な考え方
  - イ. 生態系の保全
  - (ア) 植物
  - (イ)動物
  - ウ. 自然景観の保全
  - (ア) 高層湿原
  - (イ) ヤクスギの巨樹・巨木
  - エ. 外来種や病害虫等への対応
- (2) 自然の適正な利用
  - ア. 基本的な考え方
  - イ. 利用の適正化
  - ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
  - (ア) 荒川登山道
  - (イ) 宮之浦岳登山道
  - (ウ) 宮之浦岳-縄文杉縦走路
  - (エ) 太忠岳登山道
  - (才) 西部地域
  - エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施 設整備・管理
  - オ. エコツーリズムの推進
- (3) 関係行政機関の体制(6(1)に移行)
- (4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動
  - ア. 基本的な考え方
  - イ. 調査研究・モニタリング
  - ウ. 巡視活動
- (5) 地域との連携・協働
- (6)環境教育、情報の発信と普及啓発((6)(7)に分割)
- 6. 計画の実施その他の事項
- (1) 計画の実施
- (2) 計画の見直し (2 (3) に移行)
- (3) 資金

- 5. 管理の方策
- (1) 生態系と自然景観の保全
  - ア. 基本的な考え方
  - イ. 生態系の保全
  - (ア) 植物
  - (イ) 動物
  - (ウ) 西部地域の生態系
  - ウ. 自然景観の保全
  - (ア) 高層湿原
  - (イ) ヤクスギの巨樹・巨木
  - エ. 外来種や病害虫等への対応
- (2) 自然の適正な利用
  - ア. 基本的な考え方
  - イ. 利用の適正化
  - ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
  - (ア) 荒川登山道
  - (イ) 宮之浦岳登山道
  - (ウ) 宮之浦岳ー縄文杉縦走路
  - (工) 太忠岳登山道
  - (才) 西部地域
  - エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施 設整備・管理
  - オ. エコツーリズムの推進
- (3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動
  - ア. 基本的な考え方
  - イ. 調査研究・モニタリング
  - ウ. 巡視活動
- (4) 地域との連携・協働
- (5) 民間企業等との連携・協働
- (6)環境教育
- (7)情報の発信と普及啓発
- 6. <u>管理の体制及び</u>計画の実施<u>に関する</u>その他 の事項
- (1)関係行政機関の体制
- (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び 地域との協働型管理体制
- (3) 資金